

賃金増と資産所得増を両立させるには

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

6月7日、岸田総理の掲げる「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」と「経済財政運営と改革の基本方針2022」（いわゆる骨太）が閣議決定された。前者では、「誰一人取り残さない、持続可能な経済社会システムの再構築」、「社会的課題解決と経済成長の二兎を実現する」「分配はコストではなく、持続的な成長への投資である」などの言葉が並ぶ。後者では、「大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める」と聞きなれたスローガンのもとで、「人への投資と分配」として、「スキルアップ、多様な働き方の推進・質の高い教育・賃上げ・最低賃金の引上げ、資産所得倍増プラン（NISAの抜本的拡充、iDeCo制度の改革等）」などが書かれている。

注目されていた金融所得課税の見直しについては記述がなくなった。国会の総理答弁では「決して（議論が）終わったわけではない」「与党や自民党の税制調査会でも一つの課題として議論が続いている」「金融所得課税がどうあるべきか、しっかり結論を出していきたい」と述べているが、市場では先送りを受け止められ、関係者に安堵が広がっている。

この点筆者は、具体的な中身の議論がない

まま金融所得課税の議論を幕引きすることでもいいのだろうかと思惑を感じる。株や不動産など資本ストック投資の収益率（ r ）が経済成長率（ g ）より大きく富裕層とそれ以外の格差拡大が生じつつある先進諸国共通の状況の下で、1億円超の所得がある者の金融所得の税負担が20%という点には違和感があるが、今回はそのことについて触れない。

「新しい資本主義」に戻ると、当初（昨年10月）の問題意識は次のようなものであった（はずだ）。「わが国企業はこの20年間、経常利益を増やしたが、人件費や設備投資は増加どころか減少となり、配当は大幅増加という企業行動をとった。結果として現預金は積み上がり、内部留保は増加した。この企業行動を転換し、従業員の賃金引き上げの方向に転換する必要がある。」と。

しかしそれから8か月たって、今回「資産所得倍増」が加わった。資産所得とは利子・配当・キャピタルゲインのことだが、金利は日銀が緩和を継続するとしており、倍増するには配当とキャピタルゲイン（株式譲渡益・土地譲渡益）が増えるということになる。そうすると、「株主目線の配当増加が賃金引き上げを抑えてきた」という認識と、「資産所

得倍増のための配当の増加」とが矛盾することになる。ある時は従業員重視で、別のある時は配当重視というのでは、企業関係者や市場は混乱する。

ところで、賃上げも資産所得（配当）も増やすという企業行動を矛盾なく行う方法がないわけではない。それは、従業員持株制度の拡充や、役員報酬として拡大してきた株式報酬を従業員にも拡大させていくことである。従業員が退職まで売却ができない譲渡制限付き株式を受け取れば、勤労インセンティブも高まるうえ、企業利益分配の受け手になるので、「分配も成長も」ということになる。ちなみに、ダイセルが自社株を報酬の一部とし

て与える株式報酬制度を管理職約800人に導入したという日経の記事もあった（「生涯賃金1,000万円増の道 株式報酬で考える成長・分配」中山淳史2021年11月1日）。

これらの制度は税制と関連が深いので、現行制度に使い勝手の悪い点があるので、ガイドラインで明確化する必要がある。何らかの税制優遇を主張する声もあるが、勤続年数20年以上で退職所得控除額が優遇される退職金税制を見直し、勤続年数に関連付けない仕組みに改めることとセットで進めてはどうか。NISAやiDeCoの拡充だけで資産所得が倍増するとは思えない。視野を広げて見直すことが必要だ。